

平成 22 年度 第 2 回法律学教育 F D / I C T 活用研究委員会 議事録

I. 日時 ; 平成 22 年 9 月 4 日 午後 1 時 30 分～午後 5 時

II. 場所 ; 私立大学情報教育研究会会議室

III. 出席者 ; 吉野委員長、加賀山委員、笠原委員、執行委員、高畠委員、武士俣委員
(事務局) 井端事務局長、森下主幹、渡邊職員

IV. 議事概要

検討事項—学士力実現に求められる ICT 活用による教育改善モデルの検討—

1 今日 の 課 題 と し て は 、 最 終 報 告 書 に 載 せ る 「 学 士 力 の 到 達 目 標 及 び 到 達 度 を 達 成 す る の に 効 果 的 な 事 例 」 と し て 3 例 程 度 を ま と め る 方 向 で 、 検 討 す る こ と に な っ た 。

2 各 委 員 の 「 事 例 案 」 の 報 告 と 検 討

後 掲 【 委 員 会 前 の 事 務 局 よ り の 各 委 員 へ の 要 請 】 に も と づ き 作 成 さ れ て き た 、 各 委 員 の 「 事 例 案 」 の 簡 単 な 報 告 と 、 そ れ を め ぐ っ て の 議 論 が な さ れ た 。

(1) 小人数講義タイプ案の報告・検討

① まず、少人数講義タイプの授業モデル案として、「事例に基づく法的思考と表現力方法の基礎教育」につき、提出された資料(③1)に基づき説明がなされた。基本的には、ほぼ資料に沿った説明であったが、授業内容については、全体の構成が「枠組一般」「演習」「応用演習」の3つからなっていることも補足された。この授業は、導入教育として、実定法の授業の最初の段階でなされることが予定されていることが明らかにされた。

② 上記案に対して、問題解決型教育方法であり、一つの問題を徹底的に自分で検討させることによって学生に応用力を身につけることができるのではないかと高く評価できるとの意見があった。

③ もっとも、「原告、被告」など表現がやや難しく、専門外の者にもわかるように配慮する必要がある、との意見がだされた。実定法を学ぶ学生が予定とされていることから、そのような表現でも問題はないとの意見もだされた。わかりにくい表現として、以下のような指摘がなされた。

資料(③1) 2 頁「課題」は、「宿題」という意味。

資料(③1) 2 頁「法律構成」は「文書作成」ではどうか。

資料(③1) 3 頁「創造」は「発見」でもよい。

④ ICT の 活 用 に つ い て 、 以 下 の よ う な や り と り が あ っ た 。

この授業では、ビデオ、電子メール、電子掲示板が使われ、電子掲示板で教員と学生のやりとりが公開されているので、全員が見ることができる点に特色がある。

「ICTの活用上の問題、課題」については、人的・物的・設備の課題、学習支援・教育支援上の問題・課題等を書く必要があるのではないかと。また、平均的な教員の立場からの問題・課題も書く必要があろう。たとえば、電子掲示板を設けることについては、学内の合

意形成が必要であり、またその維持・管理の問題もあろう。これらについては、一般論として別に書く必要があるのではないかとの意見もでた。

(2) 大規模講義タイプの講義モデル案の報告と検討

大規模講義タイプの講義モデル（資料③2）を説明した。授業における予習・復習が重要であるにもかかわらず、予習情報が十分事前に開示されていず、復習内容も明確でないことが問題であったとして、それらの問題をICTの利用により解決しようとする、提案である。

上記案に対し以下のような意見がでた。この提案は、重要であるが従来放置されてきた学生の「予習」の仕方に教師がチェックを入れることができるようにする提案で意義が高い。この提案では、学生自身で予習が可能であることを前提としているが、自立学習ができないことを前提で考えなければならないのではないか。教科書を自分自身で読むことができない学生もいる。ノートをとることができない等、現在の大学生の能力上の問題も指摘された。予習を前提とするとしても、学生をグループ化してチューターをつける等の環境整備が重要だとの指摘がなされた。

もっとも、予習課題は、学部にあっては、興味を持たせる内容である必要があるのではないか、サブノートの提案は、大規模授業では無理ではないかとの意見もだされた。

(3) 小人数講義タイプ案の説明と検討

資料（③3）を基に、少人数講義タイプとして法律学における情報教育に関する授業モデル案が説明された。なお、この案は、法科大学院の授業がもとになっているという。

上記案に対しては、以下のような意見等があった。ドイツでは「報告」が重視されているが、上記案でも、最終的には「意見書」の作成という大きな目的が提示されていることは教育的に重要である。なお、法情報学は学部では、現在、それほど多く開講されていないようである。

(4) 大教室講義タイプ案の説明と検討

大教室講義タイプとして、電子会議室を活用した授業モデルが、資料（③4）を基に、説明がなされた。

ハーバード大学の「ロティセリィ」を参考にしたもので、知識の伝達はウェブサイトで、電子会議室での課題の議論、ソクラテスメソッドによる講義と、学生は、一つの問題を様々な角度から三度、内容に触れることになる。また、電子会議室での学生の書き込みのみを成績評価の対象とする方法で、学生が議論に参加する動機が促進され、学生が学生に教えることが可能となり、大きな教育的効果をあげることができる。「問題点と課題」として、参加者の偏り、向き不向き、議論となっていない書き込み、ロースクールの画一的採点基準がある。あるロースクールでは、Sが沢山ついたため、相対的評価に訂正するよう要請

された。

上記報告をめぐってつぎのような意見がでた。相対的評価は問題でやめるべきではないか。掲示板で優秀な議論を見ることが学生によって教育上重要である。もっとも、会議室の参加者が多くないことが問題である。ロティセリィを委員会の授業モデル作成の基本方針にしたらどうか。たしかに、学生は一度では学べないので、繰り返し、異なった方法で学べるようにすることは重要であろう。

(5) 民法の全体像と考え方を学ぶ授業モデル案の説明と検討

資料(③5)を基に、民法の全体像と考え方を学ぶ授業モデルが説明された。①民法の授業にあっても、単にルールや法概念を理解して具体例・定義で説明できるという到達目標1だけでなく、一般には到達目標2をも念頭において授業がなされている。②しかし、講義で両者の到達目標を達成する授業は現実的には困難であり、通常の民法の授業とは別に、民法の事例問題をとけるようにするための特別の授業を設けるべきである。③そして、民法の事例問題を解く際に、関連条文を発見することがきわめて重要であるが、難しいとして、そのための授業(少人数講義または大教室講義として)の授業モデルの基本構想が説明された。この提案は、民法の講義についての意義の高い提案であると評価された。

(6) 立法政策授業モデルの事例

追加資料に基づき、反証推論の演習を行う法政策的授業の授業事例が報告された。

3 まとめ

以上の説明・検討を踏まえて、以下のようなやりとりがなされ、了承された。

①次回に、3つの事例をまとめる必要があるなので、その候補をあげた。小人数講義タイプ案は汎用性があるので、1つの事例として取り上げるべきである。大講義の電子会議室による授業を、テーマを適切に選択して、立法政策の授業モデルとして発展させることはできないか。さらに、実定法の授業モデル案も必要で、民法専攻の委員が多いので、問題解決型、結論・効果先行型の、民法のモデル案を作成するのがよいであろう。ただ、民法のモデル案として、通常の講義とするか「民法入門」で事例問題を解くことを念頭におくようなものとするかが問題とされた。

②ICTの活用については、その限界も考える必要があり、必ずしもモデル案がICTの活用を中心に考える必要はない。ただ、ICTの活用が3つのモデルによって異なるようなものが好ましい。また、あまりにも高度なものは好ましくない。

③授業の方法としては、やはり予習を重視し、その際には、グループで議論をして、その結果を共有するようにするとともに、授業では、ソクラテスメソッドで教えることが好ましい。

④次回委員会までに、インターネットで意見交換して素案を作る。

⑤なお、委員を中心に、「民事法の授業方法開発」のテーマで科学研究費の申請をしてはどうかとの提案があった。

4 次回の委員会開催日

9月28日（火曜）午後1時30分～午後3時30分

議題「学士力実現に求められるICT活用による教育改善モデル最終案の検討」

【資料】資料①：法律学における学士力の考察

資料②：学士力の実現を目指すICT活用授業の開発モデルの例示（メモ）

資料③.1：少人数講義タイプの授業モデル案

資料③.2：大教室講義タイプの授業モデル案

資料③.3：委員会宿題（法情報調査授業モデル）

資料③.4：大教室学生に対する電子会議室の活用

資料③.5：委員会宿題（民法の全体像と考え方を学ぶ授業モデル）

追加資料：「リーガルメソッドシラバス」「盗品トラクター返還請求事例における法的思考の学習」「法創造推論と妥当性判断」

【委員会前の事務局よりの各委員への要請】

今回の報告書「学士力の実現に求められるICT活用による教育改善モデル」の内容は少なくとも次の点に触れるものとなると思われます。

1. 法律分野における個別のテーマと現場での課題、
2. 授業の方向性
3. 具体的な教育改善モデル事例の紹介
 - 授業のねらい、
 - 授業内容とシナリオ、
 - 効果や問題点等

第2回委員会事前資料作成

第2回委員会開催にあたり、前回第1回議論でまとめた「少人数講義タイプ」、「大教室講義タイプ」「立法政策タイプ」（後述参照）について、また前回は議論しなかったが重要な授業事例モデルがある場合はそれを「その他」としてご提案いただいて、それらの何れか一つについて、学士力実現に必要なICT活用を考えた具体的な教育モデル事例をご考察いただき、具体的な事例案をご作成下さい。作成に際しては、次の点をご考慮下さい。

1. その授業モデルが前年度の研究成果である「学士力考察」のどこに着目するか、学士力

の到達目標と到達度のどこに関連するか同定する。

2. 授業モデルの趣旨・概要を要約する。

3. 授業モデルの中で I C Tを使った効果的な具体的な事例を探すまたは案を作成し、説明する（授業内容、学習方法、期待される効果、学習環境等）。

4. その授業モデルに対して I C T活用に伴う授業運営上の問題や課題を同定する。

○なお、作成する教育モデルは5年間は有効な理想的なものでありたい。

○授業モデルについては、ご選択の上、必ずお一人どれか1点について考えられる内容を事前にご連絡下さい。